

全国国立大学生涯学習系センター研究協議会の新たな展開

－第33回全国国立大学生涯学習系センター研究協議会報告－

馬 場 祐次朗

New development of 'The Society for Research into Issues of Lifelong Learning Centers within National Universities in Japan': A report on the discussions in the 33rd Annual Forum

Yujiro BABA

概 要

本学大学開放実践センターを含め、全国の国立大学に設置された生涯学習系センターの連携組織である「全国国立大学生涯学習系センター研究協議会」の第33回協議会が北海道教育大学を当番校として、札幌市で2011（平成23）年10月20日～21日の2日間にわたり「国立大学生涯学習系センターへの期待と応答」をテーマに開催された。今回の会議では、テーマに沿った講演・事例発表に基づく熱心な研究協議が行われるとともに、全体会議において同協議会の規約改正が提案され、新たに①協議会の行う事業や、②協議会の役員・事務局を設ける等の規定改正が了承された。これにより「全国国立大学生涯学習系センター研究協議会」の組織や実施する事業等が明確化され、今後大学の社会貢献の一層の充実・強化に向け、新しい道を歩み始めることとなった。

1. 「全国国立大学生涯学習系センター研究協議会」設立の経緯

我が国において、今日的な大学と地域の生涯学習・社会教育との関係が始まったのは、第二次世界大戦以後だといえる。1947（昭和22）年に制定された学校教育法の第69条で「大学においては、公開講座の施設を設けることができる」と規定され、大学における公開講座が初めて制度化された。その後1949（昭和24）年に制定された社会教育法においても、第48条第1項において「学校の管理機関は、それぞれの管理に属する学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。」と規定されるとともに、同条第2項で「文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術的知識に関し、それぞれ大学又は高等学校において開設する」と規定され、大学の教育研究の成果を広く地域住民に公開するための社会教育の講座の開設が制度化された。

これを受け全国の国・公・私立の大学では、それぞれの大学の持つ専門性を生かしながら、地域

住民に生涯学習の機会を提供するため、幅広い分野の公開講座を開設するようになっていった。1970年代に入ると、こうした公開講座等を組織的に掌理する機関が大学内に設置されるようになる。1973（昭和48）年に国立大学では初めて東北大学教育学部附属の「大学教育開放センター」が設置されると、その後、1976（昭和51）年には金沢大学に同名のセンターが設置された。さらに1978（昭和53）年4月に国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令により国立大学の学内共同教育研究施設として「大学教育開放センター」が省令施設として位置付けられ、同年4月には香川大学に同名のセンターが設置された。こうしたセンターの連携交流のため、1979（昭和54）年6月に香川大学において「第1回大学教育開放センター研究協議会」が開催され、以後毎年同研究協議会が開催されることとなった。徳島大学においては、1986（昭和61）年に同種のセンターとしては国立大学では第4番目の組織としての「大学開放実践センター」が新たに設置され、翌年度から同研究協議会に参加している。

その後、1991（平成3）年4月に国立学校設置法施行規則の一部が改正され、「大学開放センター」は「生涯学習教育研究センター」と名称が改められる。同規則に基づき同年宇都宮大学で「生涯学習教育研究センター」が設置されると、以後、全国各地の国立大学において「生涯学習教育研究センター」の設置が進められていった。「大学教育開放センター等協議会」も「全国国立大学生涯学習系センター研究協議会」と名称変更されることとなり、現在26大学のセンターが同研究協議会に加盟している。

2. 社会の変化と生涯学習教育研究センターの役割

今日、生涯学習社会の進展や、急激な社会経済の変化を背景として、国立大学の生涯学習系センターの果たす役割も大きく変化してきている。開設当初は公開講座実施による大学の教育研究成果の公開が主たる業務であったが、現在では国立大学の地域社会への貢献の拠点として、幅広い役割が強く求められているといえる。

2005（平成17）年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」においては、これからの高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、学校種ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに、各学校ごとの個性・特色を一層明確化する必要があると指摘した。また、大学の持つ機能を①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門分野の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）の7つを掲げ、各大学は自らの選択により、緩やかに機能別に分化していくべきであると提言した。

この答申を踏まえ、文部科学省でも国立大学の機能別分化を強く主張し始めたこともあり、また国立大学に対する運営費交付金の削減等厳しい財政状況を反映して、特に地方の比較的小規模の国立大学においては、その大学の存続意義を訴えるため、地域に根ざした大学運営、すなわち地域への貢献が強く求められるようになってきた。また、生涯学習系センター自体も、地域に根ざした生

涯学習教育研究の拠点としての役割を強化するため、積極的に地域と連携した事業展開を図るところも現れてきた。こうした変化を背景として、生涯学習系センターを設置する各国立大学においても、従来の「生涯学習教育研究センター」を改組し、より地域貢献を意識した組織へと再編するところが次第に多くなっていった。

3. 全国国立大学生涯学習系センター研究協議会の組織改革

「全国国立大学生涯学習系センター研究協議会」は、これまで特に大きな組織改正もなく、センター間の連携強化を図り、各センターの円滑な管理運営に資することを目的に、毎年1回研究協議会を開催し、センターの管理運営に関することや生涯学習にかかる調査研究等について協議を重ね、多くの成果を挙げてきている。

しかしながら、①前述のように「大学教育開放センター」のみならず「生涯学習教育研究センター」の名称のセンターが減少してきていること、②組織の名称と毎年開催される研究協議会の名称が同一で紛らわしいこと、③これまで持ち回りの当番制で開催されてきた毎年の研究協議会開催が、各国立大学における生涯学習系センターの改組等の事情により開催できない場合も想定されること、④そのため組織をより強固なものにするため、役員、事務局、予算等を定め、研究協議会の組織や実施する事業の継続性を確保する必要があること、などの理由から今回研究協議会の規約を改正することとなった。

今回の改正では、組織の名称は従来どおりとしたうえで、①毎年開催する研究協議会を「研究フォーラム」とすること、②役員として理事及び監事を置くこと、③常設の事務局を設けること、④構成員は会費を負担すること、などが新たに盛り込まれている。(別添資料1参照)

今回の改正案に対しては、10月20日～21日の全大会の協議で、これまで長年にわたり研究協議会を開催し成果を挙げてきているのに、なぜ今大幅な組織改革をしなければいけないのか理由が分からないといった反対意見が一部の大学から出されたが、賛成多数で改正案が認められ、徳島大学は監事として参画することとなった。これにより、次年度以降、「全国国立大学生涯学習系センター研究協議会」は、新しい規約に基づき、新たな組織体制のもと、新たな道を歩み始めることとなった。

4. 研究協議会のプログラム

第33回全国国立大学生涯学習系センター研究協議会は、今日、各センターが抱えている重要な課題である「国立大学生涯学習系センターへの期待とその応答」を基調テーマとして開催された。(別添資料2参照)

研究協議会の第1日目の10月20日は、北海道教育庁後志教育局長の阿部豊氏による「全国国立生涯学習系センターへの期待」と題する講演から始まった。阿部氏は道教委での長い社会教育主事としての経験をもとに、生涯学習社会と生涯学習の関係を押さえたうえで、我々を取り巻く現状を

①少子化の時代、②評価の時代、③貢献の時代という「差し迫った三つの時代」として捉え、こうした厳しい時代を乗り越えていくために、生涯学習系センターは、①社会貢献の方針を明確にすること、②生涯学習の理念に立脚すること、③スタッフの意識を変えること、の3点が極めて重要であると提言した。

その後実践報告とそれに対する質疑応答が行われたが、実践報告Ⅰ「大学における社会貢献の今後の方向性」では、山口大学エクステンションセンター及び北海道教育大学学校・地域教育研究支援センターにおける社会貢献活動の取組が紹介された。次いで実践報告Ⅱ「自治体と生涯学習系センターとの協働」では、熊本大学政策創造研究教育センター及び北海道教育大学岩見沢校における自治体との連携事業の取組が紹介された。さらに実践報告Ⅲ「教育職員と事務職員の協働」では、福島大学地域連携課及びキャンパス・コンソーシアム函館事務局から取組状況についての報告があった。

その後、全体会(1)において前述の研究協議会の規約改正が発議され、協議が行われたあと、情報交換会が開催された。

研究協議会2日目の10月21日は、まず全体会(2)が開催され、前日に引き続き協議が行われた結果、規約改正が認められ、役員が選出された。

その後、文部科学省との共催事業「大学リレー熟議 in 北海道」が文部科学省の関係者の指導のもと開催され、一般からの参加も交えて、前日の研究協議をもとに熱心な協議が行われた。

5. まとめにかえて

今回の研究協議会における基調講演での提言や各大学の実践報告にもみられるように、「地域や社会への貢献」は生涯学習系センターにとって極めて重要なキー・ワードであり、今後生涯学習系センターがその存在意義を明らかにするためにも、教職員が一丸となってこの課題に積極的に対処する必要があることが改めて浮き彫りになってきた。

国立大学はこれまでも、地域における知の拠点として、様々な形で地域との連携協力を行ってきた。しかしながら、現在、我が国を取り巻く社会経済が厳しさを増す中、国立大学の置かれている厳しい状況や、地域が抱える様々な課題を考えると、今後は国立大学としても地方公共団体をはじめ様々な機関・団体等との協働の方策を考えていく時期に来ていると考える。既に一部の大学では地方公共団体との包括的な協定の締結等による新たな協働の道を探っているところも見受けられる。徳島大学大学開放実践センターとしても、生涯学習をキー・ワードとする新たなパートナーシップを、今後様々な機関・団体と築いていく方策を検討すべき時期に来ていると考える。

資料1 全国国立大学生涯学習系センター研究協議会規約の主な改正点

項目	旧	新	改正理由
組織名	全国国立大学生涯学習系センター研究協議会	全国国立大学生涯学習系センター研究協議会	変更なし
構成員	大学教育開放センター及び生涯学習系センター等（以下「センター等」という。）の全国国立大学（短期大学を含む。）における生涯学習に対応した大学開放等の業務及び研究にかかるとの専門組織	全国国立大学法人における生涯学習の振興及び地域社会との連携に資する業務並びに研究に係る生涯学習系センター等の機関	大学教育開放センという名称の機関が少数となったため
事業		<ul style="list-style-type: none"> 一 総会 二 研究フォーラム 三 関係機関との協議 四 共同研究を進めるための交流の場の設置 五 その他協議会の目的達成に必要な業務 	新たに明記
会議名	全国国立大学生涯学習系センター研究協議会	研究フォーラム	組織名と会議名が紛らわしいため、明記
役員	幹事	理事及び監事	継続性を維持するために当番大学とは別に設置、組織として予算を扱うため、監事を配置
代表者等	当番大学の幹事	理事の中から互選	継続性を維持するために当番大学とは別に設置
事務局	当番大学	理事のうち1名が所属する大学	継続性を維持するために常設事務局を新たに設置
全体会議	会議	総会	名称変更、協議事項の明確化
役員会		理事会	継続性を維持するための会議を設置
予算	当番大学が負担	構成員及び当番大学が負担	継続性を維持するための経費を新たに徴収

第 33 回全国国立大学生涯学習系センター研究協議会プログラム

◆第 1 日 (10月20日(木)) 会場：札幌全日空ホテル

開 会	13:00～13:15	北海道教育大学長, 文部科学省挨拶	
基調講演	13:20～14:10	北海道教育庁後志教育局長 阿 部	豊 氏
実践報告 I	14:20～15:10	大学における社会貢献の今後の方向性 (山口大学, 北海道教育大学)	
実践報告 II	15:20～16:10	自治体と生涯学習系センターとの協働 (熊本大学, 北海道教育大学)	
実践報告 III	16:20～17:10	教育職員と事務職員との協働 (福島大学, 北海道教育大学)	
全大会 I	17:10～18:10		
情報交換会	18:30～20:00		

◆第 2 日 (10月21日(金)) 会場：札幌全日空ホテル

全大会 II	9:00～10:00		
熟議 (第 1 部)	10:10～12:00	(講演・実践報告の応答ワークショップ)	
熟議 (第 2 部)	13:00～14:50	(講演・実践報告の応答ワークショップ)	
閉 会	14:50～15:00		

参考文献

中央教育審議会生涯学習分科会 (2011. 9. 8) 資料 (山本健慈委員)